

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111
-----------------------------------

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
国民経済活性化支援機構	東京都千代田区霞が関 3-7-1-15 階	03-6830-2755 03-6858-2995

### 1 市民からの相談件数 (平成 25 年 9 月 19 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
2 件	平成 25 年 6 月 27 日 平成 25 年 7 月 19 日

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
70 代女性	過去に社債を勧められ、150 万円の被害に遭い相談室に相談したことがある。先日、電話があり、「詐欺に遭った人を支援する法律ができた」と言われた。国の機関なのかを訊ねたところ「そうだ」と言われた。本日文書が届き被害額を書いて期日までに返送するようになっている。対処法は。
80 代女性	過去に匿名組合の投資で被害にあったことがある。消費者センターからの紹介と電話があり、最近法律ができ、詐欺被害者に対して国から給付金がでると言われ、公的機関と思われるところから文書が届いた。信用性は。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。



国民経済活性化支援機構  
National economy activation support mechanism

平成25年6月3日告示第10号

金融政策に関する決定事項

「振込詐欺回復支援金運営基本要綱の制定」

## 金融政策に関する決定事項

### 平成25年6月3日告示第10号

振込詐欺救済法に基づき、日本全銀行返金先不明金を詐欺被害者に給付する政策が決定されました。

#### (振込詐欺救済法)

この法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。

#### (申請概要)

- 給付額 特定申請者1人につき上限1000万円変額給付(1家族につき1人まで)
- 年齢 20歳～88歳(但し、無職制限なし)

#### (受給方法)

申請者が「申請書」を提出し受給する。次の二通りの方法がある。

- 返送(FAX)→振り込み…送り先が都道府県であることを確認し、本人確認書類を確認(詐欺・詐取の警戒)。申請書に記した口座への現金振り込みにより受給する。
- 返送(FAX)→手渡し…申請書を申請窓口に戻送(FAX)し、都道府県にある銀行詐欺救済窓口で現金を手渡されて受給する。振込先口座を持たない者はこの方式となる。

※銀行詐欺救済窓口は申請者数により都道府県で指定する予定である。

(※)本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。

振込詐欺回復支援金支給室 申請窓口[問い合わせ先] 03-6830-2755 FAX 03-6858-1197
---

2013年6月3日告示第10号 振込詐欺回復支援金制度

国民経済活性化支援機構

振込詐欺回復支援金運営基本要綱の制定

国民経済活性化支援機構は、振り込め詐欺救済法の総則に基づき、本日、金融政策決定会合において、金融機関の一段と犯罪被害者に積極的な行動と家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

振込詐欺回復支援金運営基本要綱

第一条 趣旨

この要綱は、景気後退下及び振込詐欺増加での国民の不安に対処するため、国民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて国民に広く給付することにより地域の経済対策に資するものとして実施する振込詐欺回復支援金運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 給付対象者および申請・受給者

振込詐欺回復支援金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、平成25年6月3日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 日本国の住民基本台帳に記録されている者
2. 日本国の外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
3. 振込詐欺回復支援金の申請・受給者(以下「受給者」という。)は、前項に掲げる給付対象者ごとに次のとおりとする。前項の給付対象者については、その者が詐欺被害者と確認ができる書類(金融機関振込明細他)、公募等(税情報も含みます。以下同じ)を国民経済活性化支援機構に提出できる者。

ただし、受給者が基準日以降に死亡した場合、および責に帰すべき事由により申請が出来ない場合は、日本国の住民基本台帳又は日本国の外国人登録原票において、当該死亡した者(帰責事由がある者)の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者。

第三条 給付額

振込詐欺回復支援金の給付額は、受給者1人につき上限1000万円迄(ただし、振込詐欺救済法に基づき被害額により変更するものとする。)

第四条 給付対象者

振込詐欺回復支援金運営の実施に当たり、給付対象者、申請・受給者ごとの給付額、日本国の住民基本台帳又は各都道府県公機関より詐欺被害届け・相談情報を掲載した給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき給付を行う。

第五条 給付開始日及び給付申請期限

1. 振込詐欺回復支援金に係る都道府県の給付申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに犯国民経済活性化支援機構(以下「支援機構」という。)が別に定める日とする。
2. 給付申請期限は、平成25年7月3日までとする。

第六条 申請及び給付の方式

1. 支援機構は、リストに基づき、申請・受給者に対し、振込詐欺回復支援金受給申請書(日本工業規格A様式第1号。以下「受給申請書」という。)をFAXにて送信する。
2. 申請・受給者による申請及び都道府県による給付は、郵送(FAX)申請方式 申請・受給者が受給申請書を郵送及びFAXにより支援機構に提出し、支援機構が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

第七条 代理による申請

1. 申請・受給者に代わり、代理人として前項の申請を行うことのできる者は、次に掲げる者に限るものとする。
  - 一、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者は、日本国の住民基本台帳上の世帯構成者でない場合であっても、代理人として申請を行うことができるものとする。
  - 二、前項の規定により代理人が振込詐欺回復支援金の給付の申請をするときは、当該代理人は受給申請書に加え、委任状(受給申請書の委任欄への記載を含む。)を添えて支援機構に提出することとする。この場合において、支援機構は、当該代理人が本人であることを確認するため公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるものとする。
  - 三、支援機構は、第一項の代理人にあってはリストにより、代理人にあっては支援機構が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

第八条 給付決定及び給付

支援機構は、第2条の規定による受給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、振込詐欺回復支援金決定通知書(様式第2号)により給付を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に対し振込詐欺回復支援金を給付するものとする。但し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)の受給口座(他口座)等、資産(保険、不動産、他金融機関、上場株などが基準日以降に申請された他受給者平均納税および資産を上回る場合は、その内容を審査するものとする。

第九条 申請が行われなかった場合等の取扱い

1. 支援機構が申請書の送付を行い、振込詐欺回復支援金の給付等に関する周知を行ったにもかかわらず、申請・受給者から平成25年7月3日までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給者が振込詐欺回復支援金の受給を辞退したものとみなす。
2. 支援機構が前条の規定により給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他の申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、支援機構が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第十条 不正利得の返還

支援機構は、偽りその他の不正の手段により振込詐欺回復支援金の給付を受けた者があるときは、給付の決定を取り消し、振込詐欺回復支援金の返還を命ずるものとする。給付の決定を取り消したときは、決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

第十一条 振込詐欺回復支援金の給付を受ける権利

振込詐欺回復支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第十二条 振込詐欺回復支援金の給付金額等の守秘義務

振込詐欺回復支援金の給付金額及び個人情報等、地域混乱を避けるため、除権者及び第三者に開示漏洩してはならない。

その他

この要綱に定めるもののほか、振込詐欺回復支援金運営の実施に関し必要な事項および規約は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

国民経済活性化支援機構  
金融再生政策局長






**国民経済活性化支援機構**  
 NSM National economy activation support mechanism

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-7-1-15階  
 国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金事業実地本部

国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金支給室  
 お問い合わせはTEL: 03-6830-2755 / FAX: 03-6858-1197

- 東京メトロ千代田線「国会議事堂前駅」3番出口／南北線「溜池山王駅」8番出口より徒歩4分
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩7分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩6分

「溜池山王駅」で下車されるのが便利です。



支給課使用欄(收受)

## 振込詐欺回復支援金支払申請書

記載事項に同意のうえ、詐欺被害給付金を申請します。

- 詐欺被害給付金の受領等に関して、受給資格の有無について公等で確認することを同意します。
- 犯罪被害者支援機構が、平成25年7月3日までに、申請・受給者(代理人を含みます。以下同じ)連絡・確認ができない場合には、犯罪被害者支援機構は当該申請が取り下げられたとみなします。
- 申請内容(被害詳細)同書に記載できない場合はA4以内の用紙にご記入署名後、同書と一緒に申請してください。

支給課使用欄(收受)	
受付月日	審議官
本人	代理人

① 申請/受給者名をご記入ください。

申請人	(フリガナ)	捺印	申請日	年	月	日
	氏名		連絡先	( )		
	住所	都道府県	市区町村	生年月日	明・大・昭	年 月 日 歳
	世帯主	世帯主との関係				

② 申請内容をご記入ください。

※被害内容・・・振り込みを行った年月日及び金融機関名(支店)をご記入ください。

被害内容をご記入ください	被害額面 ***** 円	内訳	例. 振込日平成25年6月3日〇〇銀行△△支店より振込み 相手振込先は不明
	被害額面 円	内訳	-----
	被害額面 円	内訳	-----
	被害額面 円	内容	-----
	被害額面 円	内容	-----
	被害額面 円	内訳	-----
	被害額面 円	内訳	-----
	被害額面 円	内訳	-----

③ 代理人申請を行う場合はご記入ください。

※代理人申請を行う場合のみご記入ください。

代理人	(フリガナ)	捺印	申請日	年	月	日
	氏名		連絡先	( )		
	住所	都道府県	市区町村	生年月日	明・大・昭	年 月 日 歳
	世帯主	世帯主との関係				

〒 [redacted]

## 振込詐欺被害回復支援金のご案内

Guidance of transfer fraud damage recovery support gold

様

[差出先]  
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-7-1-15F  
国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金支給室  
[発送年月日] 平成25年7月16日

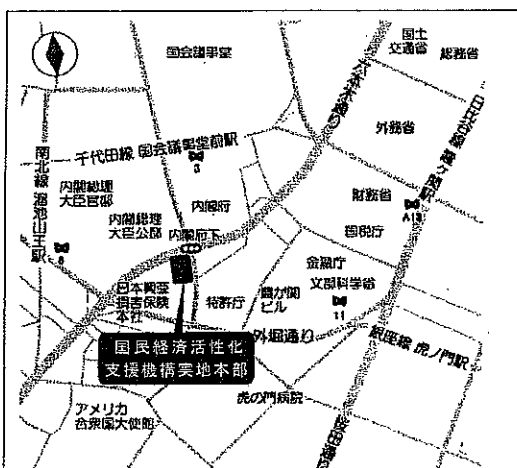
### 振込詐欺回復支援金の支給について

様式第5号、振込詐欺回復支援金申請書の必要事項記入後、国民経済活性化支援機構振込詐欺回復支援金申請書受付室(03-6858-1197)までファクシミリにてご返信ください。

振込詐欺回復支援金申請結果は受付後、7日以内に申請住所へ通知書を発送いたします。

振込詐欺回復支援金申請後10日間以上、通知書が届かない場合は振込詐欺回復支援金支給室までご連絡ください。

振込詐欺回復支援金支給室



〒100-0013東京都千代田区霞が関3-7-1-15階  
国民経済活性化支援機構 振込詐欺被害者支援金実地本部  
国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金支給室  
お問い合わせはTEL:03-6858-2995/FAX:03-6858-1197

- 東京メトロ千代田線「国会議事堂前駅」3番出口／南北線「溜池山王駅」8番出口より徒歩4分
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩7分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩6分

「溜池山王駅」で下車されるのが便利です。



国民経済活性化支援機構  
National economy activation support mechanism

平成25年6月3日告示第10号

金融政策に関する決定事項

「振込詐欺回復支援金運営基本要綱の制定」



金融政策に関する決定事項  
平成25年6月3日告示第10号

振込詐欺救済法に基づき、日本全銀行「返金先不明金」  
を詐欺被害者に給付する政策が決定されました。

(振込詐欺救済法)

この法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。

(申請概要)

- 給付額 特定申請者1人につき上限1000万円変額給付(1家族につき1人まで)
- 年齢 20歳～88歳(但し、無職制限なし)

(受給方法)

申請者が「申請書」を提出し受給する。次の二通りの方法がある。

- 返送(FAX)→振り込み…送り先が都道府県であることを確認し、本人確認書類を確認(詐欺・詐取の警戒)。申請書に記した口座への現金振り込みにより受給する。
- 返送(FAX)→手渡し…申請書を申請窓口に戻送(FAX)し、都道府県にある銀行詐欺救済窓口で現金を手渡されて受給する。振込先口座を持たない者はこの方式となる。

※銀行詐欺救済窓口は申請者数により都道府県で指定する予定である。

(※)本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。振込詐欺回復支援金支給室以外からの連絡は致しませんので、不審な電話等ございましたら下記までご連絡ください。

本件に関する問合せ先: 国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金支給室

TEL: 03-6858-2995〔直通〕 FAX: 03-6858-1197

2013年6月3日告示第10号 振込詐欺回復支援金制度

国民経済活性化支援機構

振込詐欺回復支援金運営基本要綱の制定

国民経済活性化支援機構は、振り込め詐欺救済法の総則に基づき、本日、金融政策決定会合において、金融機関の一段と犯罪被害者に積極的な行動と家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

振込詐欺回復支援金運営基本要綱

第一条 趣旨

この要綱は、景気後退及び振込詐欺増加での国民の不安に対処するため、国民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて国民に広く給付することにより地域の経済対策に資するものとして実施する振込詐欺回復支援金運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 給付対象者および申請・受給者

振込詐欺回復支援金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、平成25年6月3日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 日本国の住民基本台帳に登録されている者
2. 日本国の外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
3. 振込詐欺回復支援金の申請・受給者(以下「受給者」という。)は、前項に掲げる給付対象者ごとに次のとおりとする。

前項の給付対象者については、その者が詐欺被害者と確認ができる書類(金融機関振込明細他)、公募等(税情報も含まれます。以下同じ)を国民経済活性化支援機構に提出できる者。ただし、受給者が基準日以降に死亡した場合、および責に帰すべき事由により申請が出来ない場合は、日本国の住民基本台帳又は日本国の外国人登録原票において、当該死亡した者(帰責事由がある者)の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者。

第三条 給付額

振込詐欺回復支援金の給付額は、受給者1人につき上限1000万円迄(ただし、振込詐欺救済法に基づき被害額により変更するものとする。)

第四条 給付対象者

振込詐欺回復支援金運営の実施に当たり、給付対象者、申請・受給者ごとの給付額、日本国の住民基本台帳又は各都道府県公機関より詐欺被害届け・相談情報を掲載した給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき給付を行う。

第五条 給付開始日及び給付申請期限

1. 振込詐欺回復支援金に係る都道府県の給付申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに犯国民経済活性化支援機構(以下「支援機構」という。)が別に定める日とする。
2. 給付申請期限は、平成25年7月26日までとする。

第六条 申請及び給付の方式

1. 支援機構は、リストに基づき、申請・受給者に対し、振込詐欺回復支援金受給申請書(日本工業規格A様式第1号。以下「受給申請書」という。)をFAXにて送信する。
2. 申請・受給者による申請及び都道府県による給付は、郵送(FAX)申請方式 申請・受給者が受給申請書を郵送及びFAXにより支援機構に提出し、支援機構が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

第七条 代理による申請

1. 申請・受給者に代わり、代理人として前項の申請を行うことのできる者は、次に掲げる者に限るものとする。
  - 一、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者は、日本国の住民基本台帳上の世帯構成者でない場合であっても、代理人として申請を行うことができるものとする。
  - 二、前項の規定により代理人が振込詐欺回復支援金の給付の申請をするときは、当該代理人は受給申請書に加え、委任状(受給申請書の委任欄への記載を含む。)を添えて支援機構に提出することとする。この場合において、支援機構は、当該代理人が本人であることを確認するため公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるものとする。
  - 三、支援機構は、第一項の代理人にあってはリストにより、代理人にあっては支援機構が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

第八条 給付決定及び給付

支援機構は、第2条の規定による受給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、振込詐欺回復支援金決定通知書(様式第2号)により給付を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に対し振込詐欺回復支援金を給付するものとする。但し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)の受給口座(他口座)等、資産(保険、不動産、他金融機関、上場株など)が基準日以降に申請された他受給者平均納税および資産を上回る場合は、その内容を審査するものとする。

第九条 申請が行われなかった場合等の取扱い

1. 支援機構が申請書の送付を行い、振込詐欺回復支援金の給付等に関する周知を行ったにもかかわらず、申請・受給者から平成25年7月26日までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給者が振込詐欺回復支援金の受給を辞退したものとみなす。
2. 支援機構が前条の規定により給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他の申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、支援機構が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第十条 不正利得の返還

支援機構は、偽りその他不正の手段により振込詐欺回復支援金の給付を受けた者があるときは、給付の決定を取り消し、振込詐欺回復支援金の返還を命ずるものとする。給付の決定を取り消したときは、決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

第十一条 振込詐欺回復支援金の給付を受ける権利

振込詐欺回復支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第十二条 振込詐欺回復支援金の給付金額等の守秘義務

振込詐欺回復支援金の給付金額及び個人情報等、地域混乱を避けるため、除権者及び第三者に開示漏洩してはならない。

その他

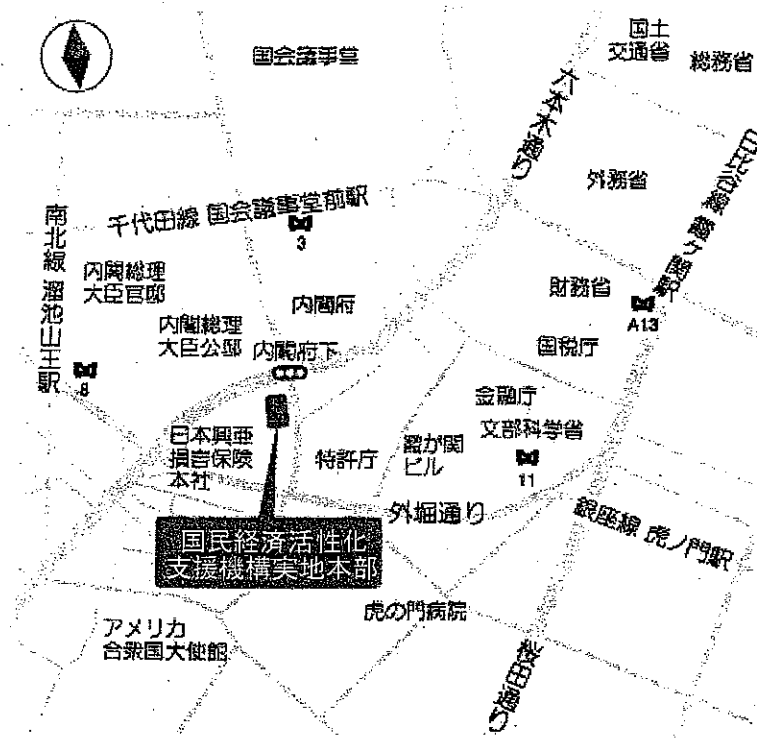
この要綱に定めるもののほか、振込詐欺回復支援金運営の実施に関し必要な事項および規約は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

国民経済活性化支援機構  
金融再生政策局長






**国民経済活性化支援機構**  
 National economy activation support mechanism

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-7-1-15階  
 国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金事業実地本部

国民経済活性化支援機構 振込詐欺回復支援金支給室  
 お問い合わせはTEL:03-6858-2995/FAX:03-6858-1197

- 東京メトロ千代田線「国会議事堂前駅」3番出口／南北線「溜池山王駅」8番出口より徒歩4分
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩7分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩6分

「溜池山王駅」で下車されるのが便利です。



K084-201306-98563311

## 振込詐欺回復支援金支払申請書

記載事項に同意のうえ、詐欺被害給付金を申請します。

1. 詐欺被害給付金の受領等に関して、受給資格の有無について公等で確認することを同意します。
2. 犯罪被害者支援機構が、平成25年7月26日までに、申請・受給者(代理人を含みます。以下同じ)連絡・確認ができない場合には、犯罪被害者支援機構は当該申請が取り下げられたとみなします。
3. 申請内容(被害詳細)同書に記載できない場合はA4以内の用紙にご記入署名後、同書と一緒に申請してください。

支給課使用欄 (収受)	
受付月日	審議官
本人	代理人

① 申請/受給者名をご記入ください。

申請人	<small>(フリガナ)</small>	捺印	申請日	年	月	日
	氏名		連絡先 ( )			
	住所	〒 - 都道府県 市区町村	生年月日 明・大・昭 年 月 日 歳			
	世帯主	世帯主との関係				

② 申請内容をご記入ください。

※被害内容・・・振り込みを行った年月日及び金融機関名(支店)をご記入ください。

被害内容をご記入ください	被害額面	内訳	例. 振込日平成25年6月3日〇〇銀行△△支店より振込み
	***** 円		相手振込先は不明
	被害額面	内訳	-----
	円		
	被害額面	内容	-----
	円		
	被害額面	内容	-----
	円		

③ 代理人申請を行う場合はご記入ください。 ※代理人申請を行う場合のみご記入ください。

代理人	<small>(フリガナ)</small>	捺印	申請日	年	月	日
	氏名		連絡先 ( )			
	住所	〒 - 都道府県 市区町村	生年月日 明・大・昭 年 月 日 歳			
	世帯主	世帯主との関係				